和に職い学議 て校案 職 員 0 休 日 休 暇 及 び 勤 務 時 間 等 に 関 す る 条 例 0 施 行 規 則 等 0 部 改 正 に 0

よ学 う校 五定員 めの る。休日 日 休 暇 及 び 勤 務 時 間 等 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則 を 次

令 年 三月二 一 二 日 提 出

 \mathcal{O}

大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長 尚 本 天 津

男

員 \mathcal{O} 休 日 休 暇 及 び 勤 務 時 間 等 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

第育条学 委 る一規職の分の場所を 及第の日 び三休休 号日暇(休及 一号の暇び 中一及勤 部び務 を勤時 次務間 の時等 間等に関する 改関る 正する条例の 例 施 の行 施規 行則 規の 崱 一 (部) 和正 三 十 二 年 大 分 県

部

 \equiv 第 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員」 を \neg 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職

号項二改 第中第十め第 二八 四に 年条一技労中条再号条同条改条員学職規校 「の任にの項第め第会校員則職 は前方再次を労職再二用お四第 再公任の次務員任第職い第二項 給任務用よの職の用一員て一号第 料用員短うよ員給短号」同項中一表短法時にうの与時及をじ又「号 は再中 第任「 二年一 二用再 すび費職号前を十職任 再「八員用 第任定条 〔短 にすを十用年の地時 関る「条短前五方間 す規定の時再第公勤 る則年二間任一務務 規の前の勤用項員職 則一再二務短の法員 部任第職時規 平改用七員間定昭を 勤に和「 時及に務よ二定 間び改職り十年 勤第め員採五前 務十る。に毎年年代日本の 改れ律用 めた第短 職二時 同員百間 条を六勤 第い十務 二三第に

条 技 能項四「 間改に給及間び「 員 費関 成正短項 員並び び にに 改第か十 る 条 0) \mathcal{O} 兀

四の る正及旅務 る旅り + 六 年 大 分 県 教 育 委 員

会

規

則

第

職 月

す四 る条定 額年地前を部能務 料用員短 定間昭勤め改与び勤第定 勤和務 前務二 再職十員 任員五の 用 (年給短以法料 〒 律 時 間 - 「定 第額 勤 務年百 職前六 + 員 再任用短時 0) 一号)第二十二条の 欄に掲 げる基準 間勤務職員」という。 . 給 四 料 月 第三項に 職し規 員の定

表則措て当給則七二以校例四でめ第得用職休 第第置の分与第条項下職第条除ら二た短員日 四の経のの三第を「員三のしれ十額時勤休 中項例過間減項二削学の十二てた四又間務暇 、額を項り校休五第得当号は勤時及 。学務間び るるは員特の「同員休。項数定以校職条勤 が例よ再条動暇以中を年下職員例務 う任第務及下「乗前「員の」 に用三時び「職じ再学の勤と間 改職項間動員で任校休務時間等に うに す + る 務いて定の二 お時間を同々いう。)第二十六年大八十六年大八十二十六年大八十十六年大八十十六年大八十十六年大八十十六年大八十十六年大八十十六年大八十十六年大八十十六年大八十十六年大八十十六年大八十十六年大八十十六年大八 条十例時り分 第三に関する。 項第和除ら例 に三三しれ第 規項十てた三 定の二得当十 す規年た該五 る定大数定号 勤に分を年 務よ県乗前以 時り条じ再下

。学条第間定例で任一の 職日号一た該 う間 「学校職員の、「学校職員で、」のである。」」を をす 員 貝勤務 一十二二 物条 時年員例 間大動(条分務昭 例県時和 条間二 に例条十 改第例六め二一年 、十に大 同四、分

(附第第 一前再任用低とする。 用短 時 間 勤 務 職 員 に 改 8

3

三

別附過い 削よ置職の次中、 職六 員 十 0 給 歳 与に に達 関し すた る日 条 後 例に 附お 則け 第る 三最 十初 七の 項四 及月 び第日 三以 十後 八の 項給 に料 定月 め額 るに 経つ

 \mathbb{H}

凝

皿

义

*

9

凝

逥

を

定

伻

檉

山

往

 \mathbb{H}

敨

ሞ

罡

搏

籡

凝

 $\mathbb{III}($

区

· 夕 の

)III

定再 再職 任職務 年任 前用 用員 葉 業 箈 类 耳 盤 246,600 を

短勘貝 時務 問職 246,600 に 改 8 る。

導 部

第第条指 条八指が 則日則第号導不 が適 項の不切 中一適な 一部 切 教 第をな員 二次教の 十の員認 八よの定 条う認等のに定の 五改等手 第正の続 イー 項」 ・ 手続に はままます。 にす 関る す規 る則 規の 則一 (部) 平改 成正 + 年 大 分 県 教 育 委 員 会 規

を 第二十二 条 \mathcal{O} 兀 第 項 に 改 \otimes る。

施

校の行附二十 職規期

1 令 和 五. 年 兀 月 日 カュ 6 施 行 す る。

学 員 のは 休 日 休 暇 及 び 勤 務 時 間 等 に 関 する 条 例 0 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴 う 経 過 措

2 第規等任号 二定に用 関額定能二第とへ項号す関職以員 すは再労項四み以に及るす員下の 一 定 当用職規のし「定第年条と改年該職員定二て暫す三前例い正等 定る項再のう条に 例 関 用行 す 「任定及す及校用の号短規はとる 新用再びるび職短ほの時則、い条 `い条 時か規間へ第う例 、定勤以一 〜 築 勤改を務下条 「の附 第を 改 正 す て勤みている。 務正規等 新時後定の 学間のす条 校規学る 例 職則校暫 職則校暫(員」職定令 勤と員再和 務いの任四 時 う 休 用 年 間 。 日 職 ナ 日職大 間) 休員分 規 則第暇へ県 三及以条 第 四条び下例 条第勤 - 第 第一務暫 一号時定十 項に間再七

四号職職 `員員前 任務の条な下規び定る 新再も第任施 給 適 _ 下再暫与用号学任の二 第 員 間 勤 務 務正適職 時 間 + 規 条の二の二第 則 第三条 第一点 七 七項及び第号及び第は、前項に規定、 の第二号、頃の定年前 並 前定 び第再再 に四任任 第条用用 十第短短 条一時時 の項間間 二第勤勤 の一務務

月暫技第 則該職員定 暫員のを第 技職任旅 費 能員用 労が短に 務第時関 二間す 職 員条勤る 規の務規 則規職則 定員の とにを一いよ除部 うる。 < 改 改 正 正以に 第後下伴 四のこう 条技の経 に能項過 規労に措 定務お置 す職い る員て 定の同 年給じ 前与 再 及 任びの 用旅給

定年と間 員 前定間適は時あ以 間る下 前職と 項 再員しか 任のた 5 開短時間機に掲げ 附 則 第 間勤務職員とみなして、新げる基準給料月額とする。 六 項 までに お . て 「定 年 員 前 規 則再 別任 表用 第短 — 時 の間 給 勤 料務 表 職

5 条 新 技 能 労 務 職 員 規 則 第 七

6 員 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 لح 4 な L て、 新 技 能 労 務 職

7 ほ カゝ 暫 定 再 任 用 職 員 \mathcal{O} 給 与 及 び 旅 費 に 関

(必 なに切措 し規な置

8 手公等 続務の暫指要附規暫第暫定 規員手定導な則則定二 る年公提則法続再が経第第再項再前い勤 の前務案第第に任不過四四任の任再う務 二関用適措項条用規用任 提任法由条十す短切置かの短定職用 第二る時なはら規時を員短で 一条規間教 項の則勤員教項を勤用 の四へ務の育ま適務す定勤も 規第以職認委で用職る年務の 定一下員定員にす員 たーー具体へにあるは を項「は等会規るは でにず、のが定。、 いのが定 適に新 用規指第手別す す定導三続にる るす手条に定も 。る続の関めの 短規規するの 時則定る 間」に規 勤とよ則 務いる \mathcal{O} のう改職。正 _ 部)後改 を 占第の正 め二指に る条導伴 者第がう 一不経 み項適過

定教

す員

新るの

指地認

導方定

て

す

る

要れ ``地 あ定方 で再員理 用の 短一 時部 間改 勤正 務に のよ 制る 度 職 が員 設の け定 ら年 れの 引上げ 等 に によ 伴り、 い、 11 、現 関行 係の 規再 則任 の用 整 制 備度 をが 行 廃 う止め

-4-

0 学校 職 員の 休日 休暇及び勤 務 時間等に関する条例 の 施 行 規 則 昭昭 和三十二年大分県教育委員会規則第三号) 新旧 対 照 表

改 正 案 現 行 線部分は改正部分

条 第 条 略

第三条 ものとされている日数を下回るときは、司条り準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九きは、これを四捨五入して得た日数)とする。げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数 とされている日数とする。 のとされている日数を下回るときは、同条の規定により付与すべきも (昭和二十二年法律第四十九号) 第三十九条の規定により付与すべき 条例第七条第一項第一号の任命権者が定める日数は、 当該各号に定める日数(一日未満の端数があると ただし、その日数が労働基 次の各号に掲

及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。 時間勤務職員をいう。以下同じ。)のうち、 務職員(条例第五条に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。る育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)、定年前再任用短時間 じ。) 二十日に斉一型短時間勤務職員の一 下同じ。)及び任期付短時間勤務職員(条例第五条に規定する任期付 斉一型短時間勤務職員 して得た数を乗じて得た日数 (育児短時間勤務職員等(条例第五条に規定す 一週間ごとの勤務日の日数別第五条に規定する任期付短用短時間勤務職員をいう。以 週間の勤務日の日数を五 短時間 以下同 勤 日

時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時ら第四項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務外のものをいう。以下同じ。) 百五十五時間に条例第十三条第二項か間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以一不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時 四十五分を一日として日に換算して得た日数

一 当該年の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。 条例第七条第一項第二号の任命権者が定める日数は、 次の各号に掲

の当該年における在職期間に応じ、 により退職することとなる職員(次号に掲げる職員を除く。 その者の勤務時間等を考慮し、 この者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数)(以下定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつて 次に掲げる日数 (育児短時間 すること その者 勤務職

> 第 条 第 条 略

第三条 とされている日数とする。 ものとされている日数を下回るときは、同条の規定により付与すべきもの きは、これを四捨五入して得た日数)とする。 げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があると (昭和二十二年法律第四十九号) 第三十九条の規定により付与すべき 条例第七条第一項第一号の任命権者が定める日数は、 ただし、その日数が労働基

下同 で除して得た数を乗じて得た日数じ。) 二十日に斉一型短時間勤務職員の一 及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。 時間勤務職員をいう。以下同じ。) (条例第五条に規定する再任用短時間勤務職員る育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)、再任 斉一型短時間勤務職員 الم الم)及び任期付短時間勤務職員(条例第五条に規定する任期付 (育児短時間勤務職員等(条例第五条に規 のうち、 下同じ。 週間の勤務日の日数を五 一週間ごとの勤務日の日数 用短時 間勤務 をいう。 以下同 流定す 短以

間四十五分を一日として日に換算して得た日数時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時ら第四項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務外のものをいう。以下同じ。) 百五十五時間に条例第十三条第二項かがのものをいう。以下同じ。) 百五十五時間に条例第十三条第二項かる 及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以一不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務 型短時間勤務職員

第四条 条例第七条第一項第二号の任命権者が定める日数は、 次の各号に

により退職することとなる職員(次号に掲げる職員を除く。)一善当該年の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了がる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。 は、 の当該年における在職期間に その者の勤務時間等を考慮 再任用短時間勤務 応じ、次に掲げる日数 任命権者が別に定める日数 及び任期付短時間勤務職員にあつて (育児短時間勤務職 その者

この条にお .て「基本日数」という。

含む。以下同じ。)を減じて得た日数(この号に掲げる職員が定年前再暇に相当する休暇の日数(一日未満の端数があるときは、その時間数を 日数から、 員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基 新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休 本

短時間 勤務職

(当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)つては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数)型では、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める場合にある場合にある場合に

2

3

い場合にあつては、職員の区分に応じ、

員の区分に応じ、

条例第七条第一項第三号の任命権者が定める日数は、

当該各号に定める日数 基本日数)とする。

(その日数が基本日数に満たな

次の各号に掲げる

3

第

務時間等を考慮し、 定年前再任用短時間 任命権者が別に定める日数 |勤務職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤

いて「基本日数」という。

(当該日数が基本日数に満たない場合にああつては、その者の勤務時間等を考慮し、 含む。以下同じ。)を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用職暇に相当する休暇の日数(一日未満の端数があるときは、その時間数を 日数から、 員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本 家公務員等をいう。当該年において国 第三項第二号において同じ。 第 き新たに職員となつたもの (地方公務員法 項又は第二十 新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休 - 八条の五第四(昭和二十二 以下この条において同じ。)となつた者で、国家公務員等(条例第七条第一項第三号に規定 「項の規定により採用された職員をいう。 五年法律第二百六十一号)第二十八条のE 国家公務員等となつた日において新たに 又は任期付短時間勤務職員である場合に .場合にあつては、基本日数) | 考慮し、任命権者が別に定める日 項第三号に規定する 和たける 記 記 記 記 匹

2

職員の区分に応じ、 い場合にあつては、 条例第七条第一項第三号の任命権者が定める日 基本日数)とする。当該各号に定める日数 (その日数が基本日数に満たなめる日数は、次の各号に掲げる

務時間等を考慮し、 再任用職! 員 任命権者が別に定める日 及び 任 期付 日 短時 間 勤務職員 その者の 勤

第四 初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、一項第一号又は第二号に掲げる日数に同条第二項の規定により当 の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とし、 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(一変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、 更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該 年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第七れるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、 の初日後に当該変更前 勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形 次の各号に掲げる場合において、一 の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を 1掲げる率を乗じて得た日数(一 項の規定により当該年の 態」という。 間ごとの勤務日の 同日以前に当該変 は条例第七条第)が変更さ 当該年の前 当該年 日数 当該

ー 「育見豆寺引動券戦員等、「巨巨市耳丘月豆寺引動务戦員をが任明寸豆寺満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(一日未

更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変短時間勤務のうち斉一型短時間勤務を始める場合、不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第十七条の規定による場合、不斉一型育児短時間勤務を出める場合又は育児短時間勤務職員という。)を始める場合又は育児短時間勤務職員の変更後における一週間当たりの勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員を追している職員が引き続いて勤務形態を場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を関係における一週間当たりの勤務時間の時間勤務」という。)を始める可能を表している職員が引き続いて勤務形態を関係における一週間当たりの勤務時間の時間勤務、という。)を始めるの変更後における一週間当たりの勤務時間の時間勤務、という。)を始める情勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務職員とび任期付短時間勤務職員とび任期付短時間勤務職員とび任期付短時間勤務職員とび任期付短時

三•四 (略)

第四条三~第十条の二 (略

(一年単位の変形労働時間制)

第十条の二の二(宮

2~6 (略)

つては月曜日から金曜日までの五日間のうち任命権者が定めた週休日を除日を除く日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあの五日間のうち当該育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間(育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日まで「条例第十三条の二の二第三項第七号の対象期間における勤務日(勤務時

一 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 及び任期付短満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(一日

東前における一週間の勤務日の日数で除して得た率 要前における一週間の勤務日の日数で除して得た率 更前における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変 更前における一週間ごとの勤務日の日数を当該勤務形態の変 更前における一週間ごとの勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務 をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務 をしている職員が引き続いて勤務職員等が斉一型育児短時間勤務 をいう。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務 を対める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務 を対める場合又は育児短時間勤務職員等が済一型育児短時間勤務 である有児短時間勤務 であるものをいう。)第十七条の規定による短 という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務 であるものをいう。)の日数及び勤務日ごとの勤務 という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務 であるものをいう。)第十七条の規定による短 という。)第十七条の規定による をがめる場合、斉一型育児短時間勤務 であるものをいう。)の日数及び勤務日ごとの勤務 という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務 では、いっことの勤務日の日数を当該勤務形態の変 をがいて、一型育児短時間勤務 では、いっことの勤務日の日数を当該勤務形態の変 をがいる一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変 をいう。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務 では、いうことの勤務日の日数を当該勤務形態の変 をいう。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務 では、いうことの勤務日の日数を当該勤務形態の変 をいう。)を終える場合 をいう。)を終える場合 では、いうによいて同じ。)を終える場合 では、いうによいて同じ。)を終える場合 では、いうによいて「斉 では、いうによいて同じ。)を終える場合 では、いうによいて「斉 の時間数が同一であるものをいう。)のものものものものものものものを当該勤務の表において「斉 の時間数が同一であるものをいう。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務 では、いうによいて同じ。)を終える場合 では、いうによいて、いうによいて同じ。)を終える。 では、いうによいている。 では、いうによいている。 では、いうによいている。 では、いうによいている。 では、いうによいている。 では、いうによいている。 では、いるによいている。 では、いるによいでは、いるによいている。 では、いるによいている。 では、いるによい

三・四 (略)

第四条の三〜第十条の二(略)

『十条の二の二 (略)(一年単位の変形労働時間

2~6 (略)

つては月曜日から金曜日までの五日間のうち任命権者が定めた週休日を除日を除く日、再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員にあの五日間のうち当該育児短時間勤務等の内容に従い任命権者が定めた週休日までの五日間(育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日まで開を割り振る日をいう。以下この条において同じ。)は、月曜日から金曜日まで条例第十三条の二の二第三項第七号の対象期間における勤務日(勤務時

く 日) とする。 ただし、 特別の事情がある場合は、この限りでない。

10 8 任 9 る時間 えない範囲内の時間)を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超 従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、 間 を割り振るに当たつては、次の各号に掲げる日について当該各号に定め任命権者は、条例第十三条の二の二第三項第七号の勤務日ごとの勤務時 (育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に 定年前再任用短時間

11 \(\)
15

場合は、

この限りでない。

第十条の二の三 (略)

命ずることができる時間数の上限等) の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを

第十条の二の四

2 び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務することを要する職前項の勤務をすることを命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員及 を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意し なければならない。 任命権者は、 定年前再任用 短時間勤務職員又は任期付短時間 定年前再任用短時間勤務職員及 勤務職員

3

第十条の二の五~第十一条の二 略

> く 日) とする。 ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

8 • 9

10 従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、 る時間(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に間を割り振るに当たつては、次の各号に掲げる日について当該各号に定め 任命権者は、 条例第十三条の二の二第三項第七号の勤務日ごとの勤務 再任用短時間勤務職

場合は、 えない 範囲内の時間)を割り振るものとする。ただし、 及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超 特別の事情があ

11 \(\)
15 -5 <u>5</u> 三 (略) (略)

この限りでない。

第十条の二の三 (略

命ずることができる時間数の上限等) (正規の勤務時間以外の時間における断 続 的 勤務以外 の勤務をすることを

第十条の二の四

2 なければならない。 を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意し び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務することを要する職前項の勤務をすることを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員 任命権者は、 再任用短時間勤務職員 又は任 付 短 時間勤務職 員

3 6

第十条の二の五~第十一条の二 略

〇技能労務職員の給与及び旅費に関する規則(平成十六年大分県教育委員会規則第二号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| の者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数時間条例」という。)第十五条第二項の規定により定められたそする条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号。以下「職員勤務」 | の者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数 第十五条第二項の規定により定められたそ |
|--|--|
| る号給に応じた額に、職員の休日休暇及び勤務時間等に時間勤務をしている職員を含む。)の給料月額は、その短時間勤務をしている職員(育児休業法第十七条の規定号。以下「育児休業法」という。)第十条第一項に規定二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法間勤務職員の給料月額) | の受ける号給に応じた額に、職員勤務時間条例 よる短時間勤務をしている職員を含む。)の給料月額は、その者第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第一項に規定す第四条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律(短時間勤務職員の給料月額) |
| 再任用職員の欄に掲げる額とする。 | 大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大 |
| 条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により条が地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号再任用職員の給料月額) | 前再任用短時間勤務職員(五年法律第二百六十一号)第分給料月額) |
| 第一条~第三条 (略) | 第一条~第三条 (略) |
| 現行 | 改正案 |
| (傍線部分は改正部分) | |

を乗じて得た額又は学校職員勤務時間条例

をの 乗じて得た額とする。 者 \bar{O} 勤 務時間 を 同 条第 第 十三 項に規 一条第二 定する勤 項 0 規 一務時間で除して得た数 定により定 めら いれたそ

(削る)

月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員勤務時間条例2 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員の給1

 \mathcal{O} 職 項 五. 勤 員 額 勤 条第四項の規定により定められは、その者の受ける号給に応じ は時間を同条第 規 務時間条例第 定する勤 の受ける号給に応じた額 務時 十三条第四項の規定により定められたその者 間 項に規定する勤務時間で で除り して得た数を乗じて得た額又は学校められたその者の勤務時間を同条第 に、 職員勤 除して得た数を乗 務時間 の給料 条 例 第

第五条・第六条(略

U

得た額とする。

(期末手当)

2 七条 る割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とし 職 該 等であるも 員 前 上欄に掲げる給 で基準日現在に 項 \hat{O} 規定に、 のに カュ か ついては、 料 おいて給料表の級等が次の表の上欄に掲げる わ 表の 5 級等 同項に規定する合計 定 の 区 年 前 分に応じて同 再 任 用 短 時 間 表 額に給料月額に 勤 務 0 下欄に ?職 員 以 定掲げ 外 \mathcal{O}

> \mathcal{O} 時 を乗じて得た額又は 間 乗じて得た額とする 者 例 [の勤 条例」 昭 務時間 和 とい う を同 年 条第 学 大 分県 校職 第十三条第二項の規 条例 項に規定する勤務時 員 の 第 休日休 二十四 暇及び 占 号。 定により定めら 勤 以 間 下 務 で除して得た数 嵵 学校職員勤務 間 等に れたそ 関 する

2 額間時 定 時 を同 する勤 間 項 間 再 任 同 勤 条第 例第 規 条 用 務 定に \mathcal{O} 務 \mathcal{O} 職 規 職 員 時 を占 項 間 ょ 定 に 地 条第 に規定する勤務時 ŋ 定 ょ 方 除 8 るも る 公務 \otimes 項 5 給 0 得 n 料 \mathcal{O} 員 たそ 法第一 規 た 月 0 数 定 額 給 を \mathcal{O} 料 乗じ 間 者 ょ 月 り 額 で \mathcal{O} 職 除 て得 勤 条の 定 員 は 務 して得た数を乗じて \emptyset 勤 6 五. 時 務 前 た 額 間 れ 時 第 条 たそ 又 を 間 \mathcal{O} は 同 条例 規 項 へに規 0 条第 定 者 校 第 12 職 定 か 0 項に 勤 員 か す 五. 条第 わら 得 務 勤 る 時 規

3 \mathcal{O} 職 月 じて得た額とする。 勤務時 額 員勤務 項に規定する勤務時間 五条第四 育児休業法第十 は、その 間を同条第 時間条例第十三条第四 |項の規定により定められたその者の者の受ける号給に応じた額に、| 者の受ける号給に1第十八条第一項の 八条第一 項に で は規定する勤務時間で除して得た数を乗ぶ第四項の規定により定められたその者に除して得た数を乗じて得た額又は学校が定められたその者の勤務時間を同条第 規定により採用 職 され 員 勤 務時 た職 間 員 条 \mathcal{O} 例 給 第料

第五条・第六条 (略

第七条 (略)

2 る割合を乗じて得た額を加算し 当 級職 該 等であるものに 員で基準日現在において給料 前 上 項 一欄に の規定にかか 掲げる給料 ついては、 わ 表の 6 ず、 級等の区分に応じて同 同項に規定する合計 再 た額を期末手当基礎額とし 表の級等が 任 用 職 次 \mathcal{O} 表 表の 額 \mathcal{O} に給 上 下 欄に 料 に 月 以 掲 外 再 掲 額 げ 任 る

| 4 | (給与の減額の特例) ・2 (略) 一・2 (略) 一・3 職員の平成十一での経過措置は、職員の給与に関する条 間における給料の関列 3 職員の平成十一の経過措置は、職員の紹与に関する条 間における給料の特例) では、これらの規制のでは、 では、これらの規制のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 第八条~第十条 (略) 第八条~第十条 3 (略) 3 (略) 3 (略) 3 (略) 2 は、同項に規定する合計額に合分の五を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額 料月額に百分に表 略) 2 にする。 とする。 とする。 2 に表 略) 2 に表 略) 2 に表 略) 3 に百分の五を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額 料月額に百分の五を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額 料月額に百分とする。 2 に表 4 に表 |
|---|--|---|
| 日におけるその者に係る役職加算割合(第七条第二項に規定するの職務の級が二級以上の職員であって、この規則の施行のに関する規則の一部を改正する条例(平成十七年大分県条例に関する規則の一部を改正する条例(平成十七年大分県条例に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年大分県条例に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年大分県条例に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年大分県教育委に関する職員の区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる割合をに掲げる職員の区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる割合をに掲げる職員の区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる割合をに掲げる職員の区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる割合をに掲げる職員の区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる制度の給与及び旅場がでは、職員に対する結料月額(技能労務職員の給与及び旅るの職務の級が二級以上の職員であって、この規則の施行の名に関する職員の規定により、企業の規則のでは、企業の規則のでは、企業の関係の、この規則の施行の、この、のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 務一時間当たりの給与額を除く。)の算定の基礎となる場合を除当たりの給与額(条例第十四条の規定を適用する場合における勤興における給料月額は、第二条から第四条までの規定にかかわら間における給料月額は、第二条から第四条までの規定にかかわら間における給料月額は、第二条から第四条までの規定にかかわら間における給料月額は、第二条から第四条までの規定にかかわら間における給料月額は、第二条から第四条までの規定にかかわら間における給料月額は、第二条から第四条までの規定にかかわら間における給料月額は、第二条から第四条までの規定にかかわら間における給料月額は、第二条が高端を開発している。 | 第十条(略) に百分の五を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額の に百分の五を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額に |

| 三その職務の級が一級の | り丘・七二日におけるその者に係る役職加け | 二 その職務の級が二級以 | の六・七二 | る割合をいう。次号にな |
|-------------|----------------------|--------------------|-------|-----------------------|
| の職員 百分の三・七二 | る役職加算割合が百分の五のもの 百分 | 以上の職員であって、この規則の施行の | | 次号において同じ。)が百分の十のもの 百分 |

| | | | 5 | 給料月額 | (知道) | | 246,600 |
|----|-------------|-------------|------|---------|--------------------|------------------|--|
| | | | 4 級 | 給料月額 | (允里) | | |
| 行 | | | 3 殺 | 給料月額 | (2年) | | |
| 現 | | | 2 級 | 給料月額 | (2四) | | |
| | 条関係) | , | 1 級 | 給料月額 | (松田) | | |
| | 別表第一(第二条関係) | 技能労務職給料表 職案 | の後 | 号給 | (公園) | | |
| | 別表第 | 技能労 | 臘の貝区 | l 公尔 | 用田田一日本語である。 | 用 | 用画 |
| | | | | | | | |
| | | | 5 | 給料月額 | (福) | | |
| | | | 4 級 | 給料月額 | (原各) | | |
| 张 | | | 3 | 給料月額 | (層各) | 基準給料月額 | 246,600 |
| 改正 | | | 2 | 給料月額 | (名) | | |
| | 6関係) | | 1 級 | 給料月額 | (公里) | | |
| | 別表第一(第二条関係) | 技能労務職給料表 職案 | の後 | 号器 | (知) | | |
| | 別表第 | 技能労務 | 織の真区 | 1 | 定前任短問務員外職年再用時勤職以の員 | 送 神 年 田 | と の の の の の の の の の の の の の |

| 〇指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則(平成二十年- | 大分県教育委員会規則第十八号)新旧対照表 |
|---|---|
| 改正案 | 現 |
| 第一条 (略) | 第一条 (略) |
| 2 (略) 2 (を) 2 (を) 2 (を) 2 (を) 2 (を) 3 (を) 3 (を) 3 (を) 4 (を) 4 (を) 5 (を) 5 (を) 5 (を) 5 (を) 6 (を) 6 (を) 7 (を) 8 (を) 9 (を) | 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 3 2 2 2 2 3 3 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 |
| 第三条~第九条 (略) | 第三条~第九条 (略) |
| | |

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正(概要)

1 改正を行う規則

- (1) 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則(昭和32年大分県教育委員会規則第3号)
- (2) 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則(平成16年大分県教育委員会規則第2号)
- (3) 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則(平成20年大分県教育委員会規則第18号)

2 改正理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正による職員の定年の引上げにより、現行の再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等に伴い、関係規則の整備を行うもの

3 主な改正内容

- (1) 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正 定年前再任用短時間勤務職員の新設(現行の再任用職員の廃止)に伴う規定 の整備〔第3条、第4条、第4条の2、第10条の2の2及び第10条の2の 4関係〕
- (2) 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正
 - ① 定年前再任用短時間勤務職員の新設(現行の再任用職員の廃止)に伴う規 定の整備〔第4条、第4条の2、第7条及び別表第1関係〕
 - ② 定年引上げに伴う継続任用職員の給料月額の7割措置〔附則第3項関係〕
 - ③ その他規定の整備〔附則第4項関係〕
- (3) 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則 定年前再任用短時間勤務職員の新設(現行の再任用職員の廃止)に伴う規定 の整備[第2条関係]

4 施行期日

令和5年4月1日

令和5年度以降の新たな再任用等制度について(県立学校職員)

教育人事課

1 新たな再任用等制度導入の趣旨

能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承するため、定年年齢の段階的引上げとともに導入するもの

なお、定年年齢までフルタイムで勤務することを原則とする。

〈関係法令〉

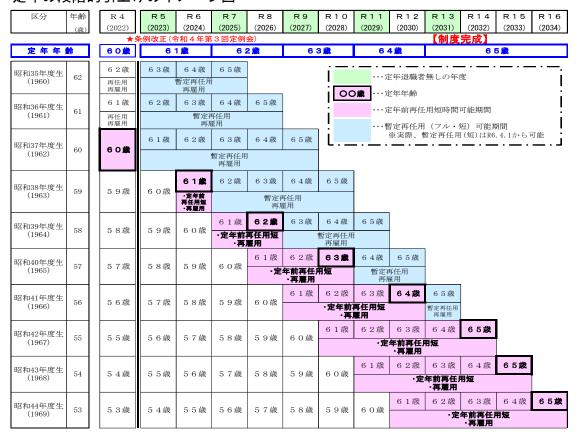
- ・ 国家公務員法等の一部を改正する法律(施行期日 令和5年4月1日)
- ・ 地方公務員法の一部を改正する法律 (施行期日 同上)
- ・ 職員の定年等に関する条例の一部改正(施行期日 同上)
- ・ 職員の再任用に関する条例【廃止】 (施行期日 同上)

2 定年の段階的引上げ

令和5年度から、定年年齢60歳(原則)を2年に1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度 に65歳とする。

| | | - | 期 | 間 | | 定年 | 現特例定年 (技能労務職) |
|-----|-------|--------|--------|-------|-------|-------|------------------|
| 令和 | 5年3月3 | 3 1 目ま | で | | | 60歳 | |
| 令和 | 5年4月 | 1 日 | \sim | 令和 7年 | 3月31日 | 6 1 歳 | 0.045 |
| 令和 | 7年4月 | 1 目 | \sim | 令和 9年 | 3月31日 | 6 2 歳 | 63歳 |
| 令和 | 9年4月 | 1 目 | \sim | 令和11年 | 3月31日 | 6 3 歳 | |
| 令和1 | 1年4月 | 1 目 | \sim | 令和13年 | 3月31日 | 6 4 歳 | 6 4 歳 |
| 令和1 | 3年4月 | 1 目以 | 降 | | | 6 5 歳 | 6 5 歳 |

3 定年の段階的引上げのイメージ図



【補足資料】

再任用等制度の概要(60歳に達した年度の翌4月1日時点の選択肢)

| 区分 | 現 行 (~R4) | 引上げ期間 (R5~R13) | 制度完成後 (R14~) | 備考 |
|---------------------------------|--------------|-------------------|-----------------|---|
| 継続任用(フルタイム) | 1 | 0 | 0 | 原則、60歳以降は非管理の職へ役 降りとなる。 |
| ② 定年前再任用短時間 | 1 | 0 | 0 | 60歳以降に一旦退職し、短時間勤 務の職で再任用が可能 |
| ③ 現行再任用(フルタ イム・短時間) | 0 | _ | 1 | R5以降は④に移行 |
| ④ 暫定再任用(フルタ イム・短時間) | _ | 0 | × | 制度完成後は廃止となるが、段階 的引上げ期間中に限り、暫定再任用 制度として現行と同様(65歳まで再 任用が可能)の取扱いを存置 |
| ⑤ 再雇用非常勤 | 0 | 0 | 0 | 会計年度任用職員として勤務 |

5

